

PFI 推進委員会第7回計画部会 説明資料

財務省理財局
平成29年4月21日

国有財産の総括

○ 個々の国有財産の管理処分事務は、各省各庁の長が行いますが、国有財産を全体として最も有効に活用するためには、個々の管理処分事務について総合調整(＝総括)を行う必要があります。
この国有財産の「総括」は、財務大臣が行っています。

取得調整

(取得等の協議)

総合調整

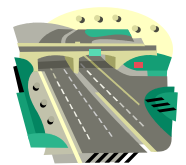


財務省

使用調整

財産の管理状況
や使用状況を監査

実地監査



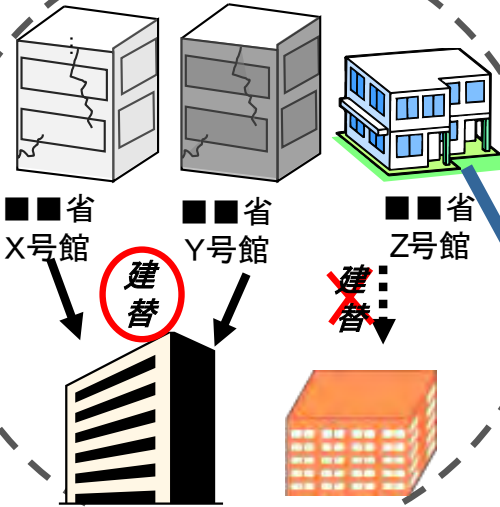
道路等
(公共用財産)



××省庁舎

未利用地の創出
借受の解消

跡地
売却



財産の効率的な使用を促進

財産取得等の
必要性を審査

省 X号館
省 Y号館
省 Z号館



省 Z号館

移
転



××省庁舎



〇〇省庁舎

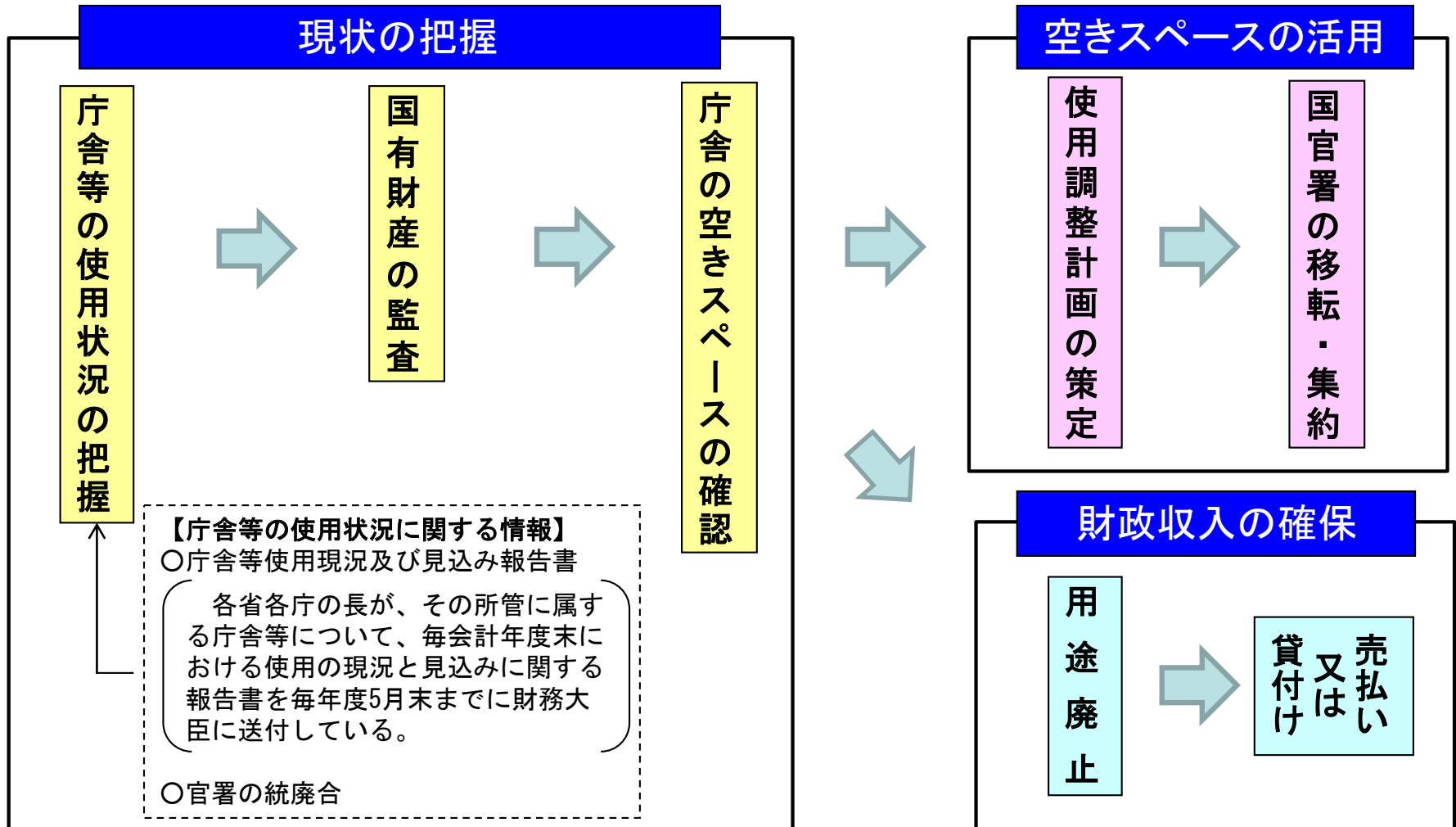
未利用地の創出
借受の解消

◆ 国有財産の総括に関する具体的な事務

- 国有財産制度の整備
⇒ 関係法令の企画・立案 等
- 管理及び処分事務の統一
⇒ 各省庁からの協議 等
- 財産状況の明確化
⇒ 各省各庁から報告される増減現在額のとりまとめ 等
- 管理及び処分の調整
⇒ 庁舎等使用調整計画の策定
庁舎等取得等調整計画の策定
実地監査 等

国有財産の効率的使用・有効活用

- 財務省は、庁舎等の使用状況を把握し、国有財産の監査により庁舎等に空きスペースが確認された場合には、省庁横断的な入替調整(庁舎等使用調整計画の策定)を行うほか、用途廃止を求めるなど、国有財産の効率的使用・有効活用を図っています。



国有財産の監査の充実・強化

監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。具体的には、国有財産法第9条第2項等の規定に基づき、財務大臣の定めるところに従い、各省各庁の所管に属する国有財産等について、財務局等が実地監査を実施しています。

国有財産の監査の充実・強化

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めました。

25～27年度における監査実施件数と指摘件数

	監査実施件数	監査指摘件数
平成25年度	571件	146件 (25.6%)
平成26年度	530件	127件 (24.0%)
平成27年度	530件	115件 (21.7%)

関東財務局指摘事案

《非効率な合同庁舎に借受庁舎と非効率な庁舎を移転させ、借受解消と未利用地の創出を図った事例》

	財務省関東財務局、国土交通省関東地方整備局	監査対象財産の現況												
<p>対象口座等</p>	<p>【さいたま新都心合同庁舎1号館】 〔所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1〕 土地：20,012.99㎡ 建物：9,668.40㎡/123,496.48㎡ (SRC-31-2、平成12年1月新築) (一般会計)</p> <p>【さいたま新都心合同庁舎2号館】 〔所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1〕 土地：23,633.32㎡ 建物：12,694.01㎡/135,143.94㎡ (S-26-3、SRC-7-3、RC-1、平成12年1月新築) (一般会計)</p>													
<p>指摘内容</p>	<p>さいたま新都心合同庁舎1号館及び2号館について、実地監査を実施したところ、入居官署の専用部分等の一部に非効率な使用実態が認められた。</p> <p>さいたま新都心合同庁舎1号館においては、入居官署の専用部分の一部に非効率な使用が認められたことから、入居官署より約1,000㎡の返還を受けるとともに、5階・6階に集約されている共用会議室等を再配置することで、借受庁舎である関東地方環境事務所外を移転入居させ、同合同庁舎の非効率使用の改善を図る必要がある。</p> <p>さいたま新都心合同庁舎2号館においては、入居官署の専用部分等の一部に非効率な使用が認められたことから、入居官署より約770㎡の返還を受けるとともに、稼働率が低調な共用会議室等（約210㎡）を事務室等に転用することで、借受庁舎である関東信越厚生局指導監査課及び非効率な使用状況にある関東農政局浦和分室庁舎の規模を縮小して移転入居させ、同合同庁舎の非効率使用の改善を図る必要がある。</p> <p>以上の措置により、借料約178百万円の歳出削減のほか、未利用地の創出による財政貢献が図られることとなった。</p>	<p>借受解消財産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>借受面積</th> <th>年額借受賃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方環境事務所外</td> <td>1328.58㎡</td> <td>117百万円</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局指導監査課</td> <td>1230.09㎡</td> <td>61百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2558.67㎡</td> <td>178百万円</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	借受面積	年額借受賃料	関東地方環境事務所外	1328.58㎡	117百万円	関東信越厚生局指導監査課	1230.09㎡	61百万円	計	2558.67㎡	178百万円
部 局	借受面積	年額借受賃料												
関東地方環境事務所外	1328.58㎡	117百万円												
関東信越厚生局指導監査課	1230.09㎡	61百万円												
計	2558.67㎡	178百万円												

近畿財務局指摘事案

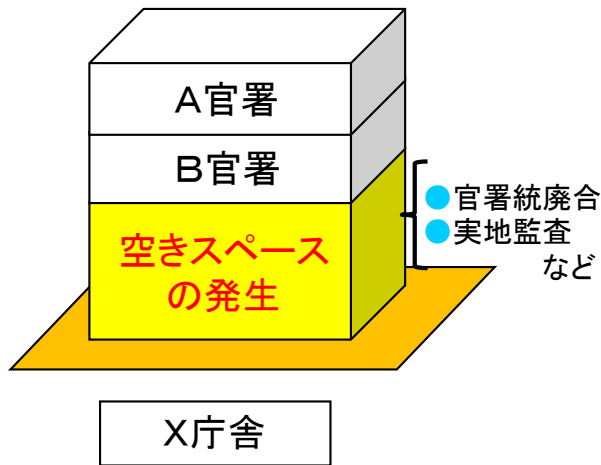
《非効率な合同庁舎に借受庁舎を移転させ、借受解消を求めた事例》

部局名等	①法務省和歌山地方法務局 ②防衛省近畿中部防衛局	監査対象財産の現況
対象口座等	<p>①【橋本地方合同庁舎】 所在地：和歌山県橋本市東家5-264-1 会 計：一般会計 土 地：2,188.42㎡ 建 物：686.24㎡/1,853.11㎡ (RC-3外、平成8年9月新築)</p> <p>②【自衛隊和歌山地方協力本部橋本地域事務所】 所在地：和歌山県橋本市市脇1-42-4外 会 計：一般会計 土 地：30.00㎡（借受） 建 物：68.34㎡（借受）</p>	
指摘内容等	<p>橋本地方合同庁舎は、入居官署の執務室の一部が低利用のため約80㎡の余剰が生じており、非効率な使用状況となっている。</p> <p>一方、近隣に所在する自衛隊和歌山地方協力本部橋本地域事務所（以下「橋本地域事務所」という。）は、民間建物を借り受けしている状況となっている。</p> <p>このため、非効率な庁舎に借受庁舎を移転入居させることにより、国有財産の有効活用及び借受費用の削減による財政貢献に資することとなる。</p> <p>よって、橋本地域事務所を橋本地方合同庁舎に移転入居させ、橋本地方合同庁舎の非効率使用を解消するとともに、橋本地域事務所の借受解消を図る必要がある。</p>	

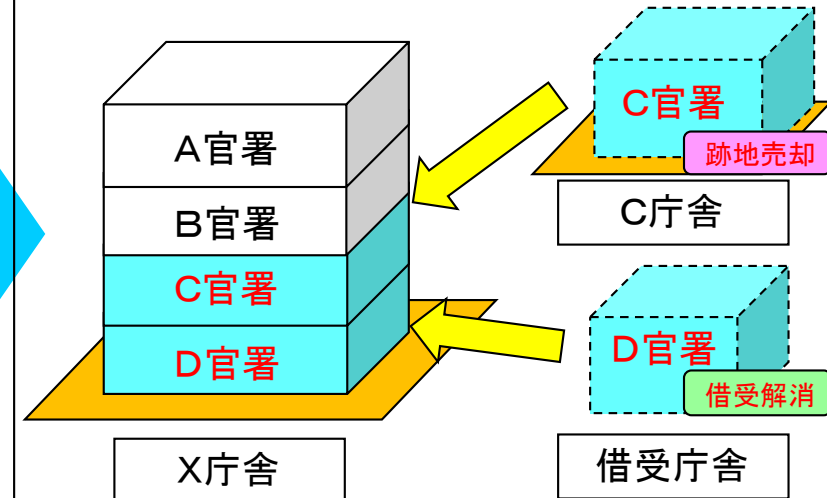
国有財産の効率的な使用・有効活用 ～庁舎等使用調整計画～

- 財務省は、庁舎等の効率的な使用を推進していく観点から、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第4条に基づき、庁舎の空きスペース等に係る省庁横断的な入替調整(庁舎等使用調整計画の策定)を行い、借受庁舎の解消による借受費用の縮減、集約化に伴う売却可能財産の創出、庁舎等の分散解消等を図っています。

使用調整前



使用調整計画の策定



効果

- 売却可能財産の創出
- 借受費用の削減
- 新たな行政需要対応
- 耐震性の確保
- 老朽・狭あい解消
- など

名古屋合同庁舎第1号館の庁舎等使用調整計画

名古屋法務局バックアップセンターの退去に伴う空きスペース及び国有財産監査による余剰面積の活用



約1,300㎡の空きスペース

【名古屋合同庁舎第1号館】



〔所在地〕
愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

〔敷地概要〕
7,277㎡

〔建物概要〕
鉄骨鉄筋コンクリート造
平成3年築

地上11階、地下2階

建1,863㎡／延24,070㎡

〔使用官署及びその使用の現況〕

名古屋法務局 7,181㎡ (事務室等)

中部運輸局 3,733㎡ (事務室等)

東海防衛支局 2,392㎡ (事務室等)

共用部分 9,461㎡

未使用部分 456㎡

監査指摘部分 847㎡

<使用調整の内容>



入居予定官署名等	調整床面積	方法・時期
東海北陸厚生局 (中産連ビル)	約 904㎡	移転 平成29年度以降
東海北陸厚生局 (名古屋合庁第2号館)	約 399㎡	移転 平成29年度以降
合計	約 1,303㎡	



借受解消及び集約 (注)

(注) 借受解消 (約1,411㎡)
借受料縮減 (年額約5,987万円)



集約

高松港湾合同庁舎の庁舎等使用調整計画

四国運輸局の高松サポート合同庁舎（南館）への移転に伴う空きスペースの活用



約1,914㎡の空きスペース

【高松港湾合同庁舎】



〈使用調整の内容〉

〔所在地〕

香川県高松市朝日新町1-5

〔敷地概要〕

5,066㎡

〔建物概要〕

鉄筋コンクリート造

昭和54年築 地上6階、地下1階

建 1,288㎡／延 5,290㎡

〔使用官署及びその使用の現況〕

四国運輸局 1,914㎡（事務室等）

高松海上保安部 1,122㎡（事務室等）

坂出税関支署高松出張所 291㎡（事務室等）

共用部分 1,963㎡

（注）下線の官署が移転予定

入居予定官署名等	調整床面積	方法・時期
高松港湾空港整備事務所	約 536 ㎡	移転 平成30年度以降
高松港湾空港技術調査事務所	約 357 ㎡	移転 平成30年度以降
四国厚生支局（集中簿書庫）	約 108 ㎡	移転 平成30年度以降
香川労働局（集中簿書庫）	約 61 ㎡	移転 平成30年度以降
四国行政評価支局（集中簿書庫）	約 61 ㎡	移転 平成30年度以降
高松国税局（集中簿書庫）	約 158 ㎡	移転 平成30年度以降
高松海上保安部	約 127 ㎡	拡充 平成30年度以降
坂出税関支署高松出張所	約 43 ㎡	
共用会議室等	約 463 ㎡	転用 平成30年度以降
合計	約 1,914 ㎡	

○借受解消1,262㎡（土地）により、
借受料年額約 425万円の縮減

○借受解消652㎡（建物）により、
借受料年額約 2,043万円の縮減

○売却可能財産の創出
（土地3,742㎡ 約 1.2億円（台帳価格））

○業務の効率化

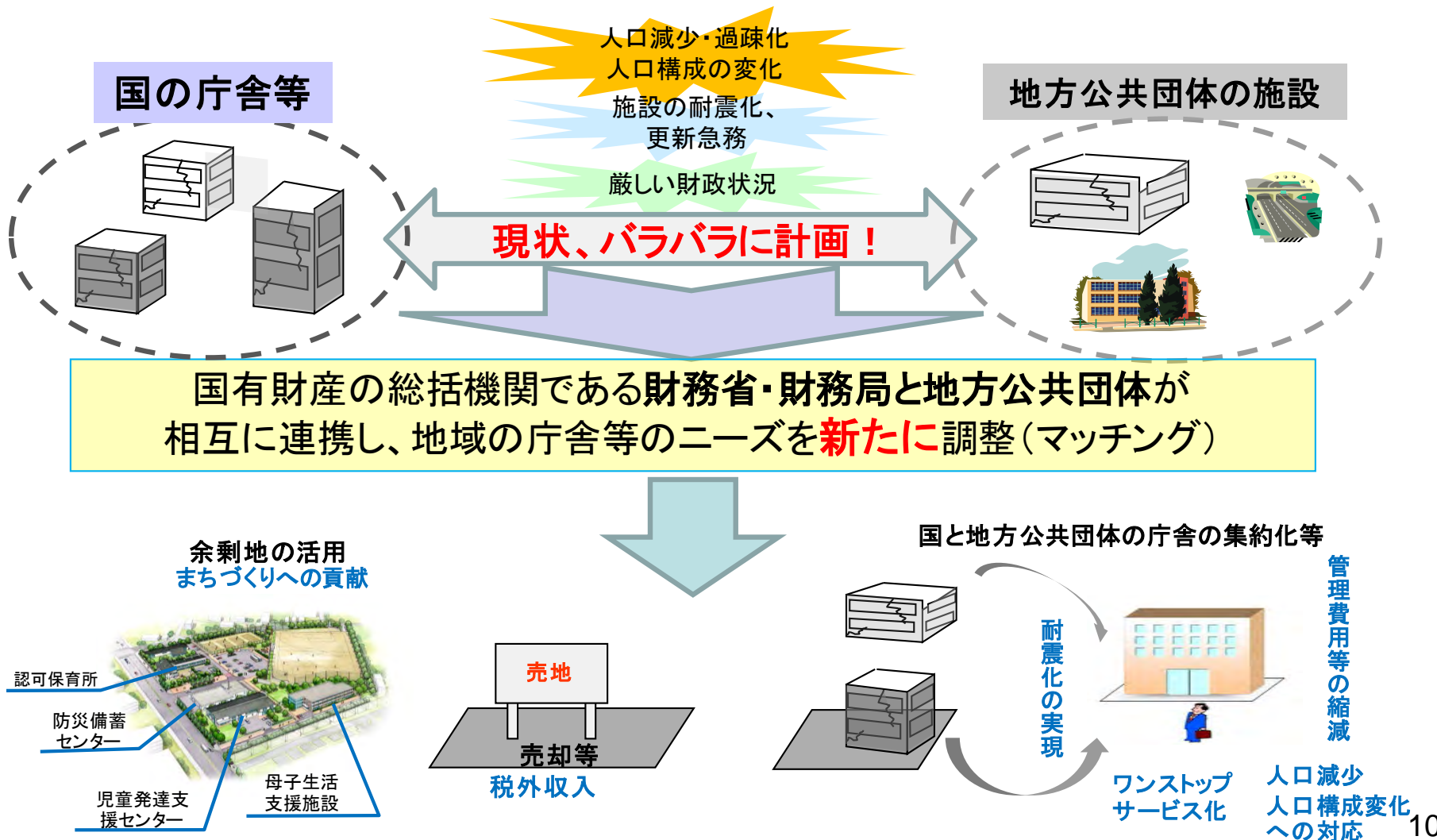
○拡充による狭あい解消

○国有財産法（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号）

第十条 財務大臣は、前条に規定する国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

地域における国公有財産の最適利用

- 国も地方も、公的施設の耐震化への対応や、施設の老朽化への対応が求められている。
- また、地域における人口減少に応じた、公共施設等の集約・再編・活性化が必要な状況。
- 国・地方ともに財政事情は極めて厳しい状況の中で、国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っていく。



国公有財産の最適利用の事例(世田谷区)

○ 事案の検討が始まった契機

財務局からの接触(世田谷税務署の老朽・狭隘・耐震性不足解消のため、東京都、世田谷区に対し一体的整備計画を打診)

○ 事案のポイント

- ・ 国有地と都営地を一体利用し、国・都・区の施設を合築整備することにより利用者の利便性向上と財産の有効活用を実現。
- ・ 世田谷税務署、法務局世田谷出張所の老朽・狭隘・耐震性能不足の解消。

○ 財産の概要

所在地：東京都世田谷区若林4丁目

敷地：4,105 m²

入居官署

国：世田谷税務署、東京法務局世田谷出張所

都：世田谷都税事務所

区：世田谷図書館、世田谷保健福祉センター一分室

○ 事案の経緯

平成 20年 9月 国、東京都、世田谷区の3者で一体的な庁舎整備の円滑な実施に向けた確認書締結

平成 24年 3月 世田谷地方合同庁舎(仮称)建設工事推進会議作業部会設置

平成 26年 5月 工事着工

平成 28年 7月 新庁舎完成

《施設の概要》

- (延床面積) 13,116 m²
- (構造) 鉄筋コンクリート造
- (階数) 地上6階地下1階
- (建築工事) H26.5~H28.7



〈フロア図〉

